特定地域型保育事業　確認変更届出必要事項等一覧

確認変更

令和8年10月1日 作成

こどもみらい室 こども施設監査課

下記以外に東大阪市が提出を求める書類がある場合がありますので、ご了承ください。

必要書類		（1）事業所の名称	（2）事業所の所在地	（3）申請者の名称（法人等）	（4）申請者の主たる事務所の所在地（法人等）	（5）法人等の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	（6）申請者の定款、寄附行為等	（7）事業所の平面図及び設備の概要	（8）事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	（9）運営規程	（10）役員の氏名、生年月日及び住所	（11）連携施設
No.	提出期限	変更があったときから10日以内										
1	特定地域型保育事業者の名称等の変更届（様式第7号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所の管理者の経歴書及び資格証の写し								○（※1）			
3	設備の概要		○					○				
4	事業所の平面図		○（※2）					○（※2）				
5	事故防止マニュアル		○					○				
6	役員一覧表【理事及び監事までを記載】					○（住所変更の場合不要）					○	
7	子ども・子育て支援法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書					○（住所変更の場合不要）					○	
8	運営規程	○（※3）	○（※3）							○（※3）		
9	法人の定款、寄付行為又はこれに準ずるものの写し	○（※4）	○（※4）				○（※4）					
10	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【発行日が3か月以内の原本又は原本証明した写し】			○	○	○						
11	理事会等の決議録	○	○	○	○	○（住所変更の場合不要）	○	○	○（住所変更の場合不要）	○	○	
12	家庭的保育事業等の連携施設承諾書											○
13	業務管理体制変更届出書			○	○	○			○（※5）			

○については必須。

※1　履歴書について
○幹部職員としての能力及び経験（認可保育所勤務経験が5年以上）を有する者であること
○前職の勤務証明書等を求める場合がありますので、ご了承ください。
資格証について
○保育士証を原本証明のうえ写しを提出
○その他教育・保育にかかる資格（幼稚園教諭免許等）があれば、原本証明のうえ写しを提出
○社会福祉施設長資格認定講習修了の証明書があれば、原本証明のうえ写しを提出

※2　各室の用途及び面積が分かるもの

※3　園則と兼ねている場合は、園則を提出のこと。変更に伴った内容の運営規程（園則）になっていることを確認

※4　変更に伴った内容の運営規程（園則）になっていることを確認

※5　（8）の場合は、法令遵守責任者を前管理者にしていたとき等必要に応じて提出